



市民活動フェスタ2022

PRブースおよびプロモーション動画

～募集要領～



1 募集について

(1) 目的

市民活動団体の活動を広く情報発信することにより、市民活動への理解と参加を推進するため、「市民活動フェスタ2022」へのPRブース出展およびプロモーション動画を募集するものです。

(2) 対象

市内で活動している市民活動団体やNPO法人等

(3) 参加費

無料

(4) 開催日時

令和4年3月6日（日）午前10時～午後4時

(5) 会場

秋田拠点センターアルヴェ 1階きらめき広場

(6) 募集内容

ア 市民活動団体のPRブース出展による活動紹介

イ 市民活動団体プロモーション動画による活動紹介

(7) 留意事項

新型コロナウイルス感染症の状況によっては、「市民活動フェスタ2022」の開催を中止する場合や、実施内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承のうえ、お申し込みください。

2 申込について

(1) 申込方法

別紙の「市民活動フェスタ2022参加申込書（以下申込書という。）」に、必要事項をご記入いただき、下記の申込先までメール・郵送・FAX・持参のいずれかにより提出してください。

※ 申込書は、下記のURLよりダウンロードが可能です。

<https://www.alve.jp/facility/salon> （市民交流サロンホームページ）

(2) 申込期間

令和3年11月17日（水）から12月14日（火）まで

(3) 申込先

秋田市市民生活部中央市民サービスセンター 市民交流サロン

〒010-8506 秋田市東通仲町4-1 アルヴェ3階

電話 018-887-5312 FAX 018-887-5659

メール cosmo-space@alve.jp

受付時間 9:00~19:00

3 募集結果について

- (1) 申込団体多数の場合は、抽選となります。
- (2) 募集結果は、申込団体へ12月中を目途に通知を郵送します。

4 募集内容について

(1) 市民活動団体のPRブース出展による活動紹介

ア 募集团体数

30組

イ PRブース

- (ア) PRブースは、1団体につき展示パネル2枚、長机1台、イス3脚を貸出します。
- (イ) ポスターの掲示やパンフレットの配布等によるPRが可能です。飲食物（口に入るもの）以外の物販もできます。申込書に設置物や販売物の詳細を記入してください。
なお、内容によっては対応できない場合もあります。PRブースへの設置・撤去は、各団体で行っていただきます。
- (ウ) 募金活動、署名活動はご遠慮ください。
- (エ) 電源や駐車場の利用を希望する場合は、申込書に記入してください。

(2) 市民活動団体プロモーション動画による活動紹介

ア 募集团体数

20組

イ 配信スケジュールおよび方法

- (ア) 2/14（月）～2/28（月） 遊学舎で放映
- (イ) 2/14（月）～3/6（日） 秋田市公式YouTubeチャンネルで配信
- (ウ) 3/6（日） フェスタ会場で放映

ウ 動画の構成

- (ア) 団体名
- (イ) 活動内容の概要
- (ウ) 活動風景や活動紹介

エ 動画の仕様

- (ア) 5分以内で作成してください。
- (イ) MP4、AVI、MOV等の形式で提出してください。
※データは「日付+団体名」として、提出してください。
例)「20220121市民交流サロン」
- (ウ) 表現方法（実写、CG、アニメーション、スライドショー等）は問いません。

オ 制作方法

各団体で所有する撮影機材（ビデオカメラ、デジタルカメラ、スマートフォン等）や編集機器（パソコン等）で制作してください。なお、昨年度のフェスタで使用した動画をそのまま使用する場合は、申込書の該当欄にその旨記入してください。

カ 動画の提出について

参加決定通知後から令和4年1月21日（金）までに、市民交流サロンにUSBメモリをお持ちの上、ご提出ください。昨年度のフェスタで使用した動画を使用する場合は、提出不要です。

5 注意事項

- (1) 動画の著作権は応募者に帰属しますが、主催者は、応募者の承諾を得ることなく、無償で制作物を使用（市民活動フェスタ2022の会場、遊学舎での事前PRおよび秋田市公式YouTubeチャンネルでの公開や、市民交流サロンホームページへの掲載等）できるものとし、二次利用（複製、編集、放映等）をできるものとしします。
- (2) 参加は無料ですが、応募に関する一切の費用は応募者の負担となります。
- (3) 応募者以外の被写体（人物、施設、商品等）について、必ず当該人や権利者の承諾を得てください。
- (4) 制作にあたり、使用素材および楽曲等は、著作権処理が必要のないものを使用するか必要な処理手続きが済んだものを使用してください。
- (5) 第三者との間に紛争が生じた場合、応募者本人が自らの責任において解決することとし、主催者は一切対応しません。
- (6) 制作内容に誤りや不具合がある場合、必要に応じて修正を依頼する場合があります。

6 お受けできないもの

応募された動画等が下記の内容に当てはまる場合は、応募を受け付けできませんので、ご了承ください。

- (1) 公序良俗に反する内容のもの。
- (2) 個人的な思想・信条・宗教・政治等の意見を発表するもの。
- (3) 犯罪に結びつく、または増長させる恐れがあるもの。
- (4) 他人の財産やプライバシー等を侵害するもの。
- (5) 他人の名誉を棄損する、または他人を誹謗中傷するもの。
- (6) その他、主催者が公開することが適当でないと認めるもの。

7 問い合わせ

秋田市市民生活部中央市民サービスセンター 市民交流サロン

〒010-8506 秋田市東通仲町4-1 アルヴェ3階

電話：018-887-5312 FAX：018-887-5659

メール：cosmo-space@alve.jp

受付時間 9:00～19:00

ホームページ <https://www.alve.jp/facility/salon>

